

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、以下の支援を実施します。

1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を支援します。

2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

＜事業の流れ＞

国

1/2以内
都道府県

1/2以内
都道府県

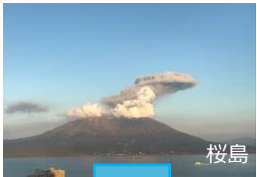
市町村

市町村

農業協同組合、
農業生産法人等

＜事業イメージ＞

火山の噴火



桜島

農作物への降灰
(茶、露地野菜等)



茶



キャベツ



エンドウマメ

＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）



茶葉洗浄用機械（乗用型）

- ・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します



据置型洗浄用機械

- ・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

- ・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します

洗浄された農作物



茶



キャベツ



エンドウマメ